

事務連絡  
令和5年1月23日

各 

都道府県
市町村

 児童福祉主管部（局）

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律の適正な運用について（周知）

平素より、児童福祉行政の推進につき、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

平成30年4月1日より施行されている「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」（平成28年法律第110号。以下「法」という。）については、宗教法人世界平和統一家庭連合において、法に基づく許可を得ずに養子縁組あっせん事業を行っている疑いがあるとの報道等を踏まえ、「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律の適正な運用と養子縁組あっせんに係る相談体制等について（通知）」（令和4年12月9日子発1209第2号）により、貴自治体における法の適正な運用と養子縁組に係る相談体制の確保等をお願いしているところです。

今般、法の適正な運用のため、本日付で宗教法人世界平和統一家庭連合に対し、別紙の通知を発出しました。

貴自治体におかれても、管内において都道府県知事の許可を受けずに養子縁組のあっせん事業が行われることがないように、運用の徹底を図っていただくとともに、引き続き、宗教を背景として行われた養子縁組の当事者等から、都道府県等の児童相談所等の相談窓口へ、当該養子縁組に関する相談等が寄せられた場合には、随時、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課までご相談いただくようお願いいたします。

子発0123第1号  
令和5年1月23日

宗教法人世界平和統一家庭連合 御中

厚生労働省子ども家庭局長  
( 公 印 省 略 )

### 養子縁組に関する関係法令の遵守等について

令和4年12月9日、貴法人宛「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律の遵守について」（令和4年12月9日付厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課事務連絡）を发出了しました。

貴法人の信者間において過去に行われた養子縁組に関しては、引き続き政府として事実関係の調査を続けているところですが、法の適正な運用を図る観点から、今般、改めて下記のとおりご連絡いたしますので、貴法人におかれては、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）や児童福祉法（昭和22年法律第164号）、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号。以下「あっせん法」という。）の趣旨である児童の保護や児童の福祉の増進等を理解の上、法令遵守のため適切に対応されたく、以下通知します。

### 記

#### 1 法の趣旨等について

##### (1) 実父母により養育される権利と養子縁組の位置付け

児童の権利に関する条約第7条において、児童は「できる限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利を有する」とされています。

また、児童福祉法第1条においては、「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり適切に養育されること（略）その他の福祉を等しく保障される権利を有する」こととされているほか、第3条の2においては、国及び地方公共団体は、「児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、（略）児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては、児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、（略）必要な措置を講じなければならない。」とされています。この場合、「児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について」（平成28年雇児発0603第1号）において、「家庭」とは、実父母や親族を養育者とする環境を、「家庭における養育環境と同様の養育環境」とは、養子縁組による家庭等をいうと示されています。

このように、我が国が批准する児童の権利に関する条約及び児童福祉法においては、子どもができる限り実父母により養育される権利を有する旨を明確に規定しています。

また、あっせん法は、「養子縁組あっせん事業を行う者について許可制度を実施し、その業務の適正な運営を確保するための措置を講ずることにより、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護を図るとともに、あわせて民間あっせん機関による適正な養子縁組のあっせんの促進を図り、もって児童の福祉の増進に資する」ことを目的とし、議員立法として制定されました。

同法第3条第1項においては、養子縁組のあっせんは、「児童の最善の利益を最大限に考慮し、これに適合するように行われなければならない」旨を規定し、「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律等の施行について（通知）」（平成29年11月27日子発1127第4号）においては、「児童福祉における養子縁組の制度の意義は、保護者のない児童又は家庭に恵まれない児童に温かい家庭を与え、かつその児童の養育に法的安定性を与えることにより、児童の健全な育成を図ることであり、養子縁組は、専ら児童の福祉の観点に立って行われなければならないものである」旨を示しています。

## (2) あっせん及び事業性の解釈

同施行通知においては、養子縁組の「あっせん」とは、「「養親希望者と児童との間をとりもって養子縁組の成立が円滑に行われるように第三者として世話すること」をいい、養子縁組の成立を要件とするものではないこと。また、養親希望者と児童又はその父若しくは母（児童の出生により当該児童の父又は母となるべき者を含むものであること。以下「児童の父母」という。）若しくは児童の父母以外の者であって児童についての監護の権利を有するもの（児童の出生により当該児童についての監護の権利を有する者となるべき者を含む。）（略）との間の両者の情報に係る連絡を行う場合は、養子縁組のあっせんに該当すること。」とされています。ここでいう「養子縁組の成立」は、民法（明治29年法律第89号）第798条の規定による家庭裁判所による普通養子縁組の許可があった時点又は同法第817条の2第1項の規定による特別養子縁組が成立した時点を示しているものです。養子を希望する者と養子となる子の実親の間で養子縁組の合意ができた時点を指して「養子縁組の成立」としているのではなく、両者の合意ができた後も、両者の間で養子縁組の成立が円滑に行われるように第三者として世話を行っていけば、養子縁組の「あっせん」に当たると判断されます。

さらに、同通知においては、「この法律において、「養子縁組あっせん事業」とは、養子縁組のあっせんを業として行うことをいうこと。なお、「業として行う」とは、一定の目的をもって同種の行為を反復継続的に遂行することをいい、1回限りの行為であったとしても反復継続の意思を持って行えば事業性があること。事業性があるものと判断すべき例としては、養子縁組のあっせんを行う旨宣伝広告している場合や、事務所を構え養子縁組のあっせんを行う旨看

板を掲げている場合等が挙げられること。」とされています。加えて、営利を目的として養子縁組あっせん事業を行おうとする者は、そもそもあっせん法第7条第1項第5号により養子縁組民間あっせん機関としての許可を受けられないことが規定されており、「養子縁組あっせん事業」を行っているかどうかについての判断において、金銭の授受は関係ありません。

## 2 貴法人の信者間の養子縁組で養子となった方の声等について

令和4年11月15日（火）に貴法人において都道府県知事の許可を得ずに養子縁組あっせん事業を行っている可能性がある旨の報道がなされた後、当局には、貴法人の信者間の養子縁組で養子となった複数の当事者の方々から、ご自身の経験や、経験に基づく今のご自身の気持ち、ご意見等が寄せられました。

その多くが、「生みの親が自分を育てられないから養子に出したならまだ納得できるが、育てられるのに捨てるなら、いっそ産まないで欲しかった」、「自分の命、人生を使って教義を果たした」、「実親は自分を育てられる環境にあったのに養子として出されたからこそ、激しく傷つけられた」、「私の何が悪くて兄弟の中でひとりだけ捨てられたのか、と考えてしまう」、「沢山子どもを産み、養子に出すことを推奨する教会の教えがなければ、自分は産まれていなかった」等の、強い苦しみや悩みを訴えるものでした。

これらの方々からは、実父母（生みの親）が自分自身を育てられない事情がなく、他の兄弟達が実父母の下で育てられている中で、自身が養子に出されるという事実は、成長した後の子どもの心を深く傷つけるものであることが伺われます。

また、「子どもの立場としてやめて欲しい。自分のような精神的苦痛を抱える次の被害者を出してはいけない」という訴えも寄せられました。

## 3 貴法人における法令の遵守の徹底等について

貴法人が発行されている「祝福家庭のための侍義生活ハンドブック」（2019年1月31日改訂版第4刷発行）においては、「子供に恵まれない家庭のために養子を捧げるということは、神様の愛を中心とした家庭理想を共に実現するという意味で、世界平和統一家庭連合の美しい伝統となっています。」「天から子宝の恵みを受けた家庭は、その恩恵を子女の授からない家庭にも分かち合う責任があります」等と記載されています。

一方で、先述のとおり、児童の権利に関する条約や児童福祉法等においては、子どもはできる限りその父母によって養育される権利を有することを前提とし、実父母による養育が困難又は不相当である場合に、養子縁組等が検討されるべきものとしています。

また、同ハンドブックにおいては「両家で合意がなされたら、必ず家庭教育局に報告が必要です。両家だけ、あるいは教区、教会だけで話を進めてしまったり、養子縁組式を済ませたあとに報告してはいけません。」「両家の合意がなされたら、「養子縁組申請書」と家族写真を本部家庭教育局に提出し、会長に承認をいただきます。承認後、本部家庭教育局から両家とその所属教会の家庭部長に連絡

します。」、「お産に係る費用一切（定期検診代など）は、基本的には養子を授かる側がもちます。しかし、家庭教育局からの承認を受けるまでは、金銭の授受は行いません」、「子女の健康状態に異常があった場合はどうするのかなど、事前に教会責任者や家庭部長が立ち会い、両家の一致した意思を確認しておくことが必要です」等と記載されています。

一方で、先述のとおり、あっせん法における養子縁組の「あっせん」とは、「養親希望者と児童との間をとりもって養子縁組の成立が円滑に行われるように第三者として世話すること」であり、両者の情報に係る連絡を行う場合や、両者の合意ができた後でも養子縁組の円滑な成立に向けた世話を行っていれば「あっせん」に当たるものと判断されます。さらに、こうした「あっせん」（養子縁組の円滑な成立に向けた世話）を行う旨を宣伝していれば、事業性があるものと判断されます。

同ハンドブックは、その冒頭において「典礼の基本となりますので、私たちは最大限の努力をして実践しましょう。」と記載されており、信者の方々が信仰生活の基礎となるものとして参照していると考えられます。一方、同ハンドブックにおいて上記のような記述があることは、子どもができる限りその父母によって養育される権利を有することが前提とされず、また、貴法人内で養子縁組のあっせんが受けられるものと信者の方々に解される懸念があります。

貴法人におかれましては、先述の養子当事者の方々の受け止めや、児童の権利に関する条約、児童福祉法、あっせん法の趣旨及びその内容を踏まえ、法令を遵守し、くれぐれも養子縁組あっせん事業に当たるような行為が貴法人内で行われないように徹底するとともに、改めて出版物その他において法令の趣旨等に基づいた適切な記載等を図るよう願います。